

短期給付に係る標準処理期間

標準処理期間は、所属所が申請書等を受理してから支部が交付または支給するまでの期間とする。

ただし、以下の期間は含まない。

- ・所属所で書類不備による是正を組合員へ求め、補正されるまでの期間
- ・支部の審査において書類不備による是正を組合員へ求め、補正されるまでの期間

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標 準 処 理 期 間
組合員資格の取得（資格確認書交付）	5 日
船員組合員資格の取得（資格確認書交付）	5 日
任意継続組合員の資格取得（資格確認書交付）	5 日
任意継続組合員の資格喪失	5 日
資格喪失証明書の発行	5 日
上記に係る登録情報の訂正	5 日

※ 年度初めの異動時期においては表記のとおりではない。

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標 準 処 理 期 間
被扶養者の認定（資格確認書交付）	5 日
被扶養者の取消	5 日
上記に係る登録情報の訂正	5 日

※ 年度初めの異動時期においては表記のとおりではない。

<資格に関する標準処理期間5日の根拠>

マイナ保険証の導入に伴い、組合員からの提出及び支部での処理期限が施行規程により明記されている。

青森支部では、そのうち第94条以外を「標準処理期間」として設定する。

「施行規程第93条」組合員資格取得の届出

- ・資格を取得をした際は、資格を取得した日から5日以内に組合員資格取得届を提出する。

「施行規程第94条」被扶養者の申告

- ・被扶養者の要件を備える場合は、当該事実が発生した日から5日以内に被扶養者申告書を提出する。

「施行規程第94条の2」組合員資格情報等の提供（被扶養者含む。）

- ・資格取得等届出を受けた日から5日以内に電磁的方式により（支払基金等への情報提供）処理（システム登録）を行う。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	4 5 日	支部と金融機関の 従来からの取り決め により、月初から5 営業日目を給付金の 支給日とする。 ただし、4月は異 動時期によるデータ 整備のため20日前 後に給付日を設けて いる。
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	4 5 日	
移送費・家族移送費の支給	4 5 日	
高額療養費の支給	4 5 日	
入院時食事療養の支給	4 5 日	
入院時生活療養の支給	4 5 日	
出産費・家族出産費の支給	4 5 日	
埋葬料・家族埋葬料の支給	4 5 日	
傷病手当金の支給	4 5 日	
出産手当金の支給	4 5 日	
休業手当金の支給	4 5 日	
育児休業手当金の支給	4 5 日	
育児休業支援手当金の支給	4 5 日	
介護休業手当金の支給	4 5 日	
育児時短勤務手当金の支給	4 5 日	
弔慰金・家族弔慰金の支給	4 5 日	
災害見舞金の支給	4 5 日	
船員組合員の療養の給付	4 5 日	
船員組合員の一部負担金の額等の返還	4 5 日	
前納された任意継続掛金の還付	1 5 日	支部受領後15日以内

※ 任意継続掛金の還付は毎月の給付日とは関係なく処理を行う。

<給付・支払等に関する標準処理期間45日の根拠>

- ・月単位で一連の処理を行っており期間は約45日を要する。

4 その他に関する事項

区 分	標 準 処 理 期 間
高齢受給者の負担割合（資格確認書交付）	5 日
特定疾病療養受領証の交付	5 日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	5 日
上記に係る登録情報の訂正	5 日
支払未済の給付請求	6 0 日
レセプトの開示請求	3 0 日

※ 年度初めの異動時期においては表記のとおりではない。

＜自己負担割合に関する標準処理期間 5 日の根拠＞

- ・医療機関等の受診時の一部負担割合等（窓口負担）に係る届けであるため、資格取得と同等に速やかに行う。

＜支払未済に関する標準処理期間 6 0 日の根拠＞

- ・診療報酬明細が 2 か月遅れで届くことから、相続人への給付（給付がない場合はその確認）が完了するまでの期間とする。

＜レセプト開示に関する標準処理期間 3 0 日の根拠＞

- ・「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」による。（正当な理由があるときは延長可能）